

春日井市労働団体等事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 春日井市労働団体等事業費補助金（以下「補助金」という。）は、勤労者の健全な育成並びに福利厚生及び文化経済の向上を図るため、行政の円滑な運営に寄与する地域労働団体等が行う公益的事業に対し交付するものとし、その交付に関しては春日井市補助金等に関する規則（昭和54年春日井市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付の対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 日本労働組合総連合会愛知県連合会尾張中地域協議会
- (2) 愛知県労働者福祉協議会尾張北支部

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象団体が実施する次の公益的事業とする。

- (1) 勤労者福祉及び労働条件の維持改善のための活動に関する事業
- (2) 勤労者の健康増進に関する事業
- (3) 地域社会における奉仕活動に関する事業

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の遂行に必要な経費であって次に掲げるものとする。

- (1) 報償費
- (2) 旅費
- (3) 需用費（消耗品費、印刷製本費、使用料等）
- (4) 役務費

- (5) 委託料
- (6) その他市長が適当と認める経費
(補助金の額)

第5条 市は、予算の範囲内において、第3条に定める事業に要する対象経費を補助対象団体に交付する。

(申請手続き)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象団体は、当該年度の4月30日までに、規則第3条の規定による交付申請を行わなければならない。

(申請の取下げのできる期間)

第7条 規則第5条第1項の規定により、申請の取下げのできる期間は、交付決定通知を受けた日から10日以内とする。

- 2 前項に定める期間内に申請の取下げがなかった場合は、申請者には、補助事業等を行う義務が発生するものとする。

(補助金等の交付)

第8条 補助対象団体は、補助金等交付決定通知書を受け取った日から起算して20日以内に請求書を提出するものとする。

- 2 補助金は、請求書を受け取った日から起算して30日以内に交付するものとし、規則第10条の規定による交付すべき補助金の額を確定した後に精算する。

(実績報告)

第9条 規則第9条の規定による実績報告は、補助事業等実績報告書に次の書類を添えて、補助事業の完了の日から20日以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 定期総会議案書
- (2) 収支精算書
- (3) 支払証拠書類

(書類の提出部数)

第10条 規則及びこの要綱の規定により提出する書類は、それぞれ1部とする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の春日井市労働団体等事業費補助金交付要綱の規定は、平成24年4月1日以後の事業の申請に係るものから適用し、同日前の事業の申請に係るものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の春日井市労働団体等事業費補助金交付要綱の規定は、令和3年4月1日以後の事業の申請に係るものについて適用し、同日前の事業の申請に係るものについては、なお従前の例による。